

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

平成27年6月16日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	森田憲二君	8番	関田貢君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
15番	和地仁美君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (27名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部参事	遠藤和夫君
秘書広報課長	鈴木尚君	財政課長	川口荘一君

総務管財課長 中野哲也君
市民課長 山田茂人君
課税課長 矢吹勇一君
建築課長 中橋健君
学校教育部
副参事 小板橋悦子君

情報管理課長 菊地浩君
保険年金課長 嶋田淳君
保育課長 宮鍋和志君
給食課長 梶川義夫君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 3 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 5 第 4 号報告 平成26年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 第 5 号報告 専決処分の報告について
- 第 7 第 3 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 第 37 号議案 専決処分の承認について
- 第 9 第 38 号議案 専決処分の承認について
- 第 10 第 39 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 40 号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第2号）
- 第 12 第 41 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約について
- 第 13 第 42 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（厨房・給排水衛生設備工事）請負契約
について
- 第 14 第 43 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（空調和設備工事）請負契約について
- 第 15 第 44 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約について
- 第 16 第 45 号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約について
- 第 17 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第17まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成27年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） それでは、去る6月10日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日6月16日より6月30日までの15日間といたします。

会議録署名議員は、2番 尾崎利一議員、14番 関野杜成議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、議事運営上休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催をいたします。再開後、第3号・第4号・第5号報告、第3号諮問、第37号議案から第40号議案を順次審議し、第41号議案から第44号議案について一括審議した後、第45号議案を審議し、その後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

17日から19日、22日、23日は一般質問となります。

20日、21日、24日から29日までの8日間は休会といたします。

その間に、常任委員会及び議会運営委員会を開催をいたします。

常任委員会でございます。常任委員会等の日程について申し上げます。

24日、午前9時30分から総務委員会を、25日、午前9時30分から厚生文教委員会を、26日、午前9時30分から建設環境委員会を開催をいたします。また、26日、午後1時30分から議会運営委員会を開催いたします。なお、閉会中審査分の請願及び陳情、追加議案の提出がされない場合は、開催をいたしません。

30日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、特定事件調査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

続きまして、備考欄をごらんいただきたいと思います。

政策調整会議を18日、午後1時から開催をいたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは、22日、正午までとなります。

閉会后、議員全員協議会を開催をいたします。

案件の内訳ですが、報告案件3件、諮問案件1件、議決案件9件、計13件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は18名でございます。

6月10日、正午までに受理した陳情は4件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席配付をいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事運営上、休憩時間につきまして、議会運営委員会申し合わせ事項等では、おおむね45分にとることになっておりますけれども、今定例会に限り、休憩時間をおおむね1時間を目安とすることにいたします。

また、一般質問の5日間については、1日目から4日目までの一般質問については、議会運営委員会申し合わせ事項等のとおり、午後4時30分を経過した場合は新たな指名を行わないこととし、会議時間については、

会議規則どおり午後5時までといたしますが、一般質問最終日の5日目につきましては、今定例会に限り議会運営委員会を開催することなく、午後4時30分を経過しても新たに指名できることとし、議長発議により一般質問が終了するまで時間延長を行うものいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

2番 尾崎利一 議員

14番 関野杜成 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月16日から6月30日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の平成27年度赤十字活動資金のお願いについてであります。国内事業や国際的なネットワークの開発援助も実施する中、活動資金につきましては、各市が毎年行う募金活動等、ぜひ協力をお願いしたいとの依頼が日本赤十字社からありました。

次に、議事2の特殊詐欺根絶オール東京プロジェクト施策集についてであります。都内の全自治体が特殊詐欺の被害防止に効果の上がる施策を共有し、特殊詐欺の根絶を図る目的で、平成26年8月から取り組んでき

た成果を取りまとめたものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の平成27年度後期高齢者医療広域連合予算の概要についてであります。同広域連合定例議会で可決されました平成27年度予算の概要についての説明が東京都からありました。

次に、議事4の東京都市長会役員改選についてであります。平成27年5月1日からの2年間、2年を任期とする役員の改選が行われ、会長には羽村市長、副会長には調布市長、立川市長、小平市長が就任することとなりました。

次に、議事5から議事7については、東京都市長会の新年度事業に係る計画、日程、予算のそれぞれの案に関する説明が市長会事務局からあり、これをそれぞれ承認いたしました。

次に、議事8及び議事9については、東京都市長会の規程の一部改正、並びに組織の再編に関する案の説明が市長会事務局からあり、これをそれぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、4月28日に東京都市長会が開催されました。

議事1の「新たな多摩のビジョン行動戦略」年次報告書2014についてであります。平成25年3月に策定した新たな多摩のビジョンにおける20の行動戦略を体系的にまとめた年次報告書であるとの説明が、東京都からありました。

次に、議事2の役員選考委員会の開催及び役員の選考についてであります。新たに東京都市長会の副会長に三鷹市長が就任することとなりました。

次に、議事3と議事4につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、議事5の全国市長会要望事項（平成28年度要望）の提出についてであります。都市行財政及び福祉行政に関する項目など、14件の項目が増加となっているとの説明が市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、5月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1及び議事2につきましては、平成26年度の市長会事業並びに歳入歳出決算について市長会事務局から説明があり、それぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 平成27年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、3月29日に喜多方市新本庁舎落成式が、喜多方市新本庁舎ホール棟で開催され、出席いたしました。

当日は、工事経過の報告の後、地元国会議員等からの祝辞に続き、地元保存会による獅子舞や祭りばやしなどの記念アトラクションが披露されました。

次に、4月6日に東京都北多摩議長連絡協議会監事会が清瀬市役所で開催されました。

当日は、協議会の監事である清瀬市議会の粕谷議長に平成26年度当協議会歳入歳出決算監査を行っていただき、適正に処理されているとの監査報告を受けたところであります。

次に、4月15日に東京都市議会議長会臨時総会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項として、平成27年2月11日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会、地方財政委員会を初めとした各会議の結果4件及び京都市町村総合事務組合議会定例会、東京都区市町村振興協会臨時評議員会の会議結果の報告が行われました。

次に、協議事項であります。平成26年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定については、報告どおり承認いたしました。

次に、4月20日に東京都北多摩議長連絡協議会事務引き継ぎを、小金井市役所において次期会長市である小金井市に対し行いました。

当日は、次期会長である小金井市議会の篠原議長に、平成26年度当協議会及び歳入歳出決算の報告を行った後、関係書類の引き継ぎを行いました。

以上の報告につきましては、尾崎前議長の出席によるものであります。

次に、5月27日に関東市議会議長会定期総会が、茨城県水戸市にある水戸プラザホテルで開催されました。

まず、報告事項として、平成26年4月22日以降の会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

次に、議案審議であります。会長提出議案として、平成26年度同議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、平成27年度同議長会歳入歳出予算を原案どおり可決をいたしました。

次に、都県提出議案4件のうち、正議案3件、予備議案1件を決定し、全国市議会議長会定期総会への都県提出議案とすることに決定いたしました。

机上配付いたしました報告資料をごらん願います。

まず、正議案3件についてであります。議案第1号として、東京都市議会議長会から提出された生活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充を求める要望、議案第2号は、千葉県市議会議長会から提出された社会保障・税番号制度を円滑に導入する財政措置の拡充について、議案第3号は、栃木県市議会議長会から提出された東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制の緩和・撤廃についてとし、茨城県市議会議長会から提出された東京直結鉄道（地下鉄8号線）の早期事業化及び計画路線延伸についてを予備議案とすることになりました。

次に、5月29日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び同協議会総会が東京自治会館で開催され

ました。

最初に、理事会であります。初めに報告事項として、平成26年5月30日以降の会務報告が行われました。

次に、協議事項であります。平成26年度同協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、平成27年度同協議会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。予算につきましては、毎年、繰越金が増加している現状を鑑み、平成26年度から28年度までの間、一時的に各団体の負担金を減額し、半額とする内容となっております。

次に、役員を選任であります。平成27年度の役員として、会長に山本青梅市議会議員などの役員を選任いたしました。

また、総会決議として、三多摩地区上下水道及び道路対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

最後に、同日開催の総会について承認いたしました。

次に、総会であります。報告事項として、各委員会の活動経過並びに運動方針が発表されたほか、ただいま報告いたしましたものと同様でありますので、説明は省略させていただきます。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成26年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

最初に、平成26年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

公共用地取得事業はございませんでした。

次に、公共用地売却事業であります。東大和市からの依頼によりまして1件の売却事業を行っております。事業名は「立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地売却事業」であります。売却面積につきましては377.38平方メートル、売却金額につきましては6,164万8,793円、売却先は東大和市であります。

続きまして、平成26年度東大和市土地開発公社決算であります。

まず収入であります。事業収入といたしまして、土地売却収入が6,164万8,793円あります。こちらは公共用地売却事業に伴う売却代金であります。

次に、借入金はゼロ円あります。公共用地取得事業を行わなかったことによるものでございます。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が832円あります。こちらは普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は6,164万9,625円あります。

続きまして、支出であります。事業費といたしまして、土地取得費がゼロ円あります。公共用地取得事業を行わなかったことによるものであります。また支払利息が1万5,377円でありまして、平成25年度の公共用地取得事業に伴う借入金の支払い利息であります。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万5,300円あります。主なものが、法人市民税及び法人住民税であります。また事業管理費の支出はございませんでした。

次に、借入金償還金といたしまして2,620万3,104円あります。こちらは、平成25年度の公共用地取得事業に伴う借入金の元金の返済であります。

予備費につきましては、支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は2,629万3,781円あります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等がございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

日程第5 第4号報告 平成26年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（関田正民君） 日程第5 第4号報告 平成26年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第4号報告 平成26年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成26年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

平成26年度から平成27年度に繰り越しました予算は、国の平成26年度の補正予算に計上された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した事業など全10事業で、平成26年度東大和市一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）において、繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰り越しの内容につきまして御説明を申し上げます。

1件目は、第2款総務費、第1項総務管理費のまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業で、翌年度繰越額は1,024万6,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が795万7,000円、一般財源が228万9,000円であります。

2件目は、第3款民生費、第2項児童福祉費の子育て応援事業で、翌年度繰越額は150万円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が115万円、一般財源が35万円であります。

3件目は、第4款衛生費、第1項保健衛生費の子育て応援事業で、翌年度繰越額は241万7,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が185万円、一般財源が56万7,000円であります。

4件目は、第6款農林業費、第1項農業者の被災農業者向け経営体育成支援事業に係る助成で、翌年度繰越額は255万2,893円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の都支出金が198万5,584円、一般財源が56万7,309円であります。

5件目は、第7款商工費、第1項商工費の消費喚起プレミアム付商品券発行事業で、翌年度繰越額は7,507万1,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源のうち国庫支出金が4,996万円、都支出金が2,400万円、一般財源が111万1,000円であります。

6件目は、第7款商工費、第1項商工費の創業支援事業で、翌年度繰越額は162万円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が120万円、一般財源が42万円であります。

7件目は、第7款商工費、第1項商工費の観光情報発信事業で、翌年度繰越額は458万7,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が350万円、一般財源が108万7,000円であります。

8件目は、第8款土木費、第4項住宅費の特定緊急輸送道路沿道建築物等耐震設計に係る助成で、翌年度繰越額は137万円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が54万8,000円、一般財源が82万2,000円であります。

9件目は、第10款教育費、第1項教育総務費の教育力向上推進事業で、翌年度繰越額は2,418万8,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が1,865万円、一般財源が553万8,000円であります。

10件目は、第10款教育費、第4項社会教育費の文化財等観光情報発信事業で、翌年度繰越額は702万円、繰

り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が560万円、一般財源が142万円であります。
説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第6 第5号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第6 第5号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成27年3月5日に起きました、庁用自転車走行中の物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成27年5月20日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては11万8,541円で、相手方は、東大和市清水4丁目1109番地の19、星山 勇氏であります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、東大和市中央3丁目926番地、市役所前交差点において発生いたしました庁用自転車走行中による物損事故であります。

当日、信号待ちをしていた相手方の車両の左側を自転車で通過しようとしたところ、自転車後部に積んでいた荷物が、相手方車両左側ドアミラーに接触し、相手方の車両を損傷させたものであります。

事故の状況から、市に過失があることといたしまして示談をしたもので、損害賠償金として車両の修理代金である11万8,541円を、市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填される予定であります。

今後、より一層交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第7 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第7 第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします高橋 榮氏は、平成21年以来、2期6年にわたりまして、人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成27年9月30日をもって任期満了となります。

同氏は、現在、保護司としても御活躍中であり、これまでに東大和市消防団第四分団長や東大和市立第一中学校PTA会長などを歴任されております。また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦したいと考えております。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として高橋 榮氏を適任と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として高橋 榮氏を適任と決します。

日程第 8 第 37 号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第 8 第37号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例等の一部を改正する条例であります。

本年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同日付で施行されましたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、同年 3 月 31 日に本条例等の一部改正につきまして専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第 3 項の規定に基づき報告をし、御承認を求めめるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。お手元に配付させていただきました第 37 号議案資料をごらんいただきたいと存じます。

主な改正内容は、2 点ございます。

まず第 1 点目は、軽自動車税の見直しであります。軽自動車税は、昨年度の税制改正により、3 輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に新車で取得した車両について税率の引き上げを行い、また 2 輪車等については、平成 27 年度から全ての車両について税率の引き上げを行うことが決定しておりました。こうした中、平成 27 年度の税制改正により、一定の環境性能を有する 3 輪以上の軽自動車についても、税の軽減を行うグリーン化特例制度が導入されることとなりました。平成 27 年度中に新車で取得された車両に限り、その燃費性能に応じて税率をおおむね 25% から 75% までの範囲で軽減するものであります。また、2 輪車等に係る税率の引き上げについては、3 輪以上の軽自動車に対するグリーン化特例制度の導入とのバランスを考慮し、実施時期を 1 年延期し、平成 28 年度分から適用するものであります。

2 点目は、ふるさと納税制度の拡充であります。ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するために、個人の市・都民税から特例控除額の上限を、所得割額の 1 割から 2 割に引き上げました。あわせて、申告手を簡素化するためのふるさと納税ワンストップ特例制度が設けられ、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合に、確定申告をすることなく、寄附金控除を受けることができるようにするものであります。

次に、右側ページの各条文の改正内容を御説明申し上げます。

本改正条例は、まず第 1 条として東大和市税条例の改正を行い、第 2 条として昨年度において公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の改正を行うものであります。

まず、第 1 条による改正であります。

第28条は、均等割の税率の規定で、地方税法において、法人市民税の均等割の税率区分である資本金等の額に係る改正が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

第43条、第43条の2、第47条の4、第47条の6及び第146条の各規定の改正は、法人税法または地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第7条の3の2は、地方税法の改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日から1年半延長し、平成31年6月30日までとするものであります。

付則第9条は、個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定で、主な改正内容で申し上げましたとおり、給与所得者等がふるさと納税を行う際に、確定申告が不要となる申告特例制度が設けられたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

付則第9条の2は、ふるさと納税に係る特例控除額の上限を、所得割額の1割から2割に拡充する規定を整備するものであります。

付則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第11条は、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定で、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の仕組みを3年間延長するために、用語に関する規定を整備するものであります。

付則第11条の2は、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例の規定で、土地に係る下落修正措置の仕組みを、平成28年度及び平成29年度においても適用するために、規定を整備するものであります。

次のページをお開きください。

付則第12条は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長するために規定を整備するものであります。

付則第12条の2の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置の規定を、平成29年度まで延長して適用するために、規定を整備するものであります。

付則第13条及び付則第13条の3の各規定は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、農地に係る固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長するために、規定を整備するものであります。

付則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定で、課税の特例についての現行の仕組みを3年間延長するために、規定を整備するものであります。

付則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定で、主な改正内容において申し上げましたとおり、3輪以上の軽自動車に関して、一定の環境性能を有する場合に、その燃費性能に応じて、軽自動車税を軽減する、いわゆるグリーン化特例が制度化されることに伴い、必要な規定を設けるものであります。

付則第18条の8は、法附則第15条第36項の条例で定める割合の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第19条、付則第20条、付則第21条、付則第21条の2、付則第22条、右側のページになりますが、付則第22条の2、付則第22条の4及び付則第22条の5の各改正は、宅地及び農地に係る都市計画税の負担調整措置の仕組みを3年間延長するために、規定を整備するものであります。

付則第22条の6は、宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等の規定で、同条中の規定を明

確化するために、文言の整理をするものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第22条の9の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置の規定を、平成29年度まで延長して適用するために規定を整備するものであります。

次に、第2条による改正であります。

この改正の対象は、平成26年条例第12号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

この一部改正条例の第1条においては、付則第16条を改正しておりますが、3輪以上の軽自動車に対するグリーン化特例が規定されたことに伴い、同条において必要な改正内容を加えるものであります。

附則第1条及び附則第4条の改正は、2輪車等に係る税率の引き上げ時期を1年間延期し、平成28年度から引き上げるために規定を整備するものであります。

附則第6条の改正は、付則第16条の改正に伴い、文言の整理をするものであります。

以上が本条例等の一部改正内容であります。

最後に、附則につきましては、議案書によりまして御説明させていただきます。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を、平成27年4月1日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、公布の日を施行日とするものであります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、改正後の規定を適用する年度等に関して、第1項から第4項までに分けて規定するものであります。

附則第3条は固定資産税に関する経過措置の規定、附則第4条は都市計画税に関する経過措置の規定で、いずれも改正後の規定を平成27年度以後の年度分から、適用することを規定するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第37号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第9 第38号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第9 第38号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第38号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日に施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に本条例の一部改正につきまして専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第3項の規定に基づき報告をし、御承認を求めたものであります。

今回の条例改正の趣旨は、国民健康保険税の税額の軽減制度を見直すもので、法改正に合わせて、税額の5割及び2割を軽減する世帯の範囲を拡大するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。世帯の税額の5割または2割を軽減する場合は、その世帯の所得額が基準額以下である必要がありますが、今回その基準額の算定に使用する被保険者1人当たりの額をそれぞれ引き上げるものであります。具体的には、5割の軽減につきましては「24万5,000円」を「26万円」に、2割の軽減につきましては「45万円」を「47万円」に改めるものであります。

最後に附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 議案ですけれども、軽減措置、軽減対象世帯が拡大されるということですが、その影響額と、その財源の内訳、それから影響世帯数について伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま今回の専決処分に伴います軽減の影響額、それから世帯の状況ということで御質疑をいただきました。まず、影響額でございますけれども、平成26年度当初賦課時点での世帯状況に基づきまして試算をしております。この状況によりますと、保険税の調定額、これが432万円程度減になると見込んでおります。ただし、今回の措置による減収分につきましては、国民健康保険基盤安定都負担金の対象ということになりますので、東京都から4分の3の負担金交付が見込まれます。したがって、実質

的な市の歳入に対する影響額としましては、108万円程度の減収になると見込んでおります。

次に、今回の措置により影響を受ける世帯数ということでございますが、同じく平成26年度当初賦課時点での世帯状況、こちらが1万4,779世帯でございますけれども、この状況による試算によりますと、影響を受ける世帯は253世帯、率にしますと1.7%の世帯に影響があるというふうに見込んでおります。内訳といたしましては、今回の軽減判定所得の引き上げにより新たに2割軽減の対象になる、こういった世帯が152世帯、また2割軽減世帯であったものが、5割軽減に移行するといった世帯が101世帯、合計で253世帯に影響があると、このように見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第10 第39号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第10 第39号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第39号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、第1号被保険者のうち、低所得者の保険料の軽減強化を図るために改正をするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、保険料率の規定であります。新たに第2項として、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保

険料の減額賦課に係る規定を追加するものであります。この規定による保険料率は2万5,200円としており、通常の保険料率と比較して2,400円の軽減が図られております。

第5条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の規定であります。先ほど御説明いたしました減額賦課の規定を第3条に追加することに伴い、第5条第3項について所要の改正を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、改正後の東大和市介護保険条例の規定について、平成27年度以後の年度分の保険料率から適用することを定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） これについても、低所得者、第1段階の保険料率を軽減するということですが、影響額、それから財源内訳、影響人数について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 順番が前後いたしますけれども、まず影響人数でございます。第1段階の対象人数、3,957名でございます。影響額でございます。軽減額2,400円でございますので、掛け算をいたしますと949万6,800円が、単純な数字でございますけれども、徴収率等を加算いたしますと予算上の影響額は914万5,000円でございます。影響額の補填でございますが、国が2分の1、457万3,000円、東京都が4分の1、市の負担も4分の1ということで、それぞれ金額は228万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第40号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第11 第40号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、社会保障・税番号制度の導入に当たり、地方公共団体情報システム機構への委任業務や、個人番号が記載されます通知カードの送付等に係る予算の計上が必要となったこと。また、市内のこども学園に係る認定こども園事業費の予算の増額や、病児・病後児保育事業費において、病児の送迎等を新規に実施するための予算の計上が必要となったこと。さらには、児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、学力・授業力向上推進事業費の予算の計上が必要となったこと。これらの理由によりまして、現行の予算について補正を行う必要が生じたことから、補正予算を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,321万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億3,421万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は6,241万3,000円の増額で、民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は4,138万7,000円の増額で、学力ステップアップ推進地域指定事業委託金の計上等であります。

第17款の繰入金金は3,941万3,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は3,483万3,000円の増額で、個人番号カード交付関係事務費の計上等であります。

第3款の民生費は8,767万6,000円の増額で、認定こども園事業費及び病児・病後児保育事業費等の増額であります。

第8款の土木費は169万2,000円の増額で、土木管理事務費等の増額であります。

第10款の教育費は1,901万2,000円の増額で、学力・授業力向上推進事業費の計上等であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金は6,241万3,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金は2,815万7,000円の増額であります。民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金は2,815万7,000円の増額であります。市内のこども学園への給付費に係るものであります。

2項国庫補助金は3,425万6,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は3,232万8,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金は289万5,000円の増額であります。ソフトウェア購入費に係るものであります。個人番号カード交付事業費補助金は2,943万3,000円の計上であります。地方公共団体情報システム機構への委任業務に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は192万8,000円の増額であります。

2節児童福祉費補助金は165万8,000円の増額であります。地域子ども・子育て支援事業交付金は165万8,000円の増額であります。市内のこども学園におけます延長保育及び一時預かり保育に係るものと、病児・病後児保育におけます保育所への巡回支援等に係るものであります。

3節生活保護費補助金は27万円の増額であります。セーフティネット支援対策等事業費補助金は、27万円の増額であります。生活保護システム等の修正委託料に係るものであります。

7ページをお開きください。

14款都支出金は4,138万7,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、2節児童福祉費負担金は1,407万9,000円の増額であります。民間保育園・認定こども園施設型給付費負担金は1,407万9,000円の増額であります。市内のこども学園への給付費に係るものであります。

2項都補助金は955万8,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は641万3,000円の増額であります。子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は475万5,000円の増額であります。病児・病後児保育におけます病児送迎サービス等に係るものであります。一時預かり事業補助金は32万円の増額であります。市内のこども学園におけます一時預かり保育に係るものであります。保育課の延長保育促進事業補助金は53万3,000円の増額であります。同じくこども学園におけます延長保育に係るものであります。病児・病後児保育事業補助金は80万5,000円の増額であります。病児・病後児保育におけます保育所への巡回支援等に係るものであります。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は314万5,000円の増額であります。学校と家庭の連携推進事業補助金は305万1,000円の計上であります。指定校12校におけます支援員等の経費に係るものであります。理科観察実験支援事業補助金は9万4,000円の計上であります。指定校8校におけます補助員の経費に係るも

のであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は1,775万円の増額であります。小学校外国語活動アドバイザー活用事業委託金40万円、学校と家庭の連携推進事業委託金36万円、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金400万円につきましては、それぞれの事業指定校に対するものであります。学力ステップアップ推進地域指定事業委託金は1,199万円の計上ではありますが、算数・数学、理科の基礎学力の定着等を図るため、小中学校（全15校）が指定校となったことによるものであります。理数授業特別プログラム事業委託金は100万円の計上ではありますが、理数授業に対する児童・生徒の関心を高めるため、小中学校（全15校）が指定校となったことによるものであります。

9ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3,941万3,000円の増額であります。補正予算（第2号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億4,321万3,000円の増額で、補正後の予算額は306億3,421万3,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は3,483万3,000円の増額であります。

1項総務管理費は423万5,000円の増額であります。

7目企画費、7のふれあい広場管理費は134万円の増額であります。施設管理委託料の増額であります。

10目電算管理費、2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は289万5,000円の増額であります。住民基本台帳システムとの連携を図るソフトウェア購入費の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4の個人番号カード交付関係事務費は3059万8,000円の新規計上ではありますが、社会保障・税番号制度の導入に当たり、個人番号が記載されます通知カードの送付や、地方公共団体情報システム機構への委任業務に係る経費であります。

13ページをお開きください。

3款民生費は8,767万6,000円の増額であります。

1項社会福祉費、4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は92万9,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

2項児童福祉費、2目児童措置費は8,620万7,000円の増額であります。

6の認定こども園事業費は7,903万5,000円の増額であります。市内のこども学園に係る認定こども園給付費補助金の増額等であります。

11の病児・病後児保育事業費は717万2,000円の増額であります。病児・病後児保育室におけます病児の送迎サービス等に係る経費の計上であります。

3項生活保護費は54万円の増額であります。

1目生活保護総務費、2の生活保護事務費は32万4,000円の増額であります。基準額の改定に伴いますシステム修正委託料の増額であります。

15ページをお開きください。

2目扶助費、3の中国残留邦人等生活支援金給付事業費は21万6,000円の増額であります。基準額の改定

に伴いますシステム修正委託料の増額であります。

17ページをお開きください。

8款土木費は169万2,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、2の土木管理事務費は118万5,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、10の駅前広場管理費は50万7,000円の増額であります。上北台駅前広場に係る清掃委託料の増額であります。

19ページをお開きください。

10款教育費は1,901万2,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は1,597万円の増額であります。

11の教育指導管理事務費は142万円の減額であります。協力指導員（ティームティーチャー）に係る報酬及び費用弁償の減額と学校と家庭の連携推進事業の指定校13校の支援員等謝礼の計上によるものであります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は400万円の増額であります。オリンピック・パラリンピック教育推進校として、指定校8校への補助金であります。

19の学力・授業力向上推進事業費は1,339万円の新規計上であります。主に市内の小中学校（全15校）が学カステップアップ推進地域指定事業、理数授業特別プログラム事業の指定校となったことに伴います。講師等謝礼であります。

21ページをお開きください。

6項幼稚園費、1目教育振興費、1の私立幼稚園保護者に対する補助事業費は304万2,000円の増額であります。幼稚園補助金管理システム修正委託料であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億4,321万3,000円の増額で、補正後の予算額は306億3,421万3,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

12ページの社会保障・税番号制度関連システム整備事業費、個人番号カード交付関係事務費ですかね、これは1つは、いわゆるマイナンバー制度の実施に向けた事業だと理解してはいますが、その内容について教えてください。

それから、2つ目として、最近、年金機構で個人情報125万件、流出して、ずさんな管理が大問題になっています。東京商工会議所でも情報流出が起きると、マイナンバー制度そのものについても、懸念の声が大きく上がっています。百歩譲って大もとの情報のセキュリティが万全だったとしても、マイナンバー機関として

1,400の健康保険組合、1,700の地方公共団体があって、加えて中小零細企業も含めて個々の企業もマイナンバーの個人情報を管理するということになります。年金機構のようなずさんなところは点検もされていないのではないか、そんな状況でなし崩し的に実施することは許されないと考えています。一連のセキュリティや情報管理について、国や東京都から具体的な情報や指示は入っているのかどうか。それから、中小企業が実施すべきセキュリティ対策の費用負担等、どうなるのか、その点についても伺います。

それから、14ページですけれども、認定こども園事業費と病児・病後児保育事業について、その内容と市民に対する影響を伺います。それから、病児・病後児保育で急にぐあいが悪くなったお子さんを、車で病児保育の場所まで送迎するというお話ですが、チャイルドシートなども含めて、安全確保策についての考えを伺います。

それから、20ページの教育指導費のところ、ティームティーチャー報酬が616万円、減額されていますけれども、この問題について伺います。

それから、子供たちを取り巻く環境は厳しさを増していると思います。基本は正規の教員をふやさなくてはならないと考えていますけれども、子供に係る人手はいずれにしてもふやさなくてはならないと思っています。そこで、学校と家庭の連携推進事業支援員等謝礼、それから学力ステップアップ推進地域指定事業講師等謝礼の概要について伺います。また、多くは東京都の補助金を活用するというふうなようですが、やはりこういう問題は長期的に人員が配置できなくては、効果も定着しないというふうに思いますが、その点、どうなっているのか伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 補正予算書、12ページ、社会保障・税番号制度関連システム整備事業費のうち、備品購入費、ソフトウェア購入費につきまして、私から説明させていただきます。

このソフトウェアは、住基ネットサーバーに載せるアプリケーションソフトでありまして、住基システムから取り出すデータを加工及び変換して、住民基本台帳ネットワークシステムに送るための変換ソフトでありまして、住民基本台帳ネットワークシステムへのデータ送信を安定稼働させるために必要となるソフトであります。

以上でございます。

○市民課長（山田茂人君） 補正予算書、12ページ、個人番号カード交付関係事務費についてであります。こちらにつきましては通知カード及び個人番号カードの交付に係る経費を計上したものであります。本年の10月より通知カードが市民の皆様へ郵送されますが、それに先立ちまして住民基本台帳カード保持者に対する個人番号カードの切りかえの際の注意などの御案内の送付等に従事するための臨時職員の賃金、案内送付の郵便料、そして通知カード及び個人番号カードの作成、委任等に対します地方公共団体情報システム機構、略称、J-LISへの交付金を計上しております。

以上でございます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 社会保障・税番号制度に伴いますセキュリティ関係のことで、企画が庁内の社会保障・税番号制度を所管しておりますので、お答えさせていただきたいと思っております。

日本年金機構におきまして、大量の情報漏えいがあったということは周知のことなのですが、国のほうから平成27年6月12日付で、個人情報の標的型攻撃対策の徹底についてということで、市町村のほうにも通知をいただいているところでございます。具体的には、今後もこういうような攻撃型のメールを受けます可能性がありますので、その辺の情報管理をしっかりしてほしいというような趣旨でございますけれども、具体的には住基

システムのような基幹系ネットワークと外部の情報系ネットワークを物理的に切断するような、そういう手だてなどをとるような内容になっております。また、あわせて同じ6月12日付ですけども、じゃそれぞれの自治体のほうでどういう取り組みをしてるかという調査も、あわせてしてるような状況になっております。当市では、基幹系あるいは情報系、きちんと切断、分断されてるというふうに認識しておりますので、その辺を踏まえて調査には回答したいというふうに思っております。

また、2点目の中小企業の費用負担との関係でございますけれども、国からの要望によりますと、中小企業というか、規模によって会社はそれぞれセキュリティー対策が異なってくるということで、それらの事情に応じて対応してほしいということを言われているようです。マイナンバーの管理、当然厳格な情報管理が必要ですけれども、必ずしも、例えば電子化をしてシステム化した中で管理しなけりゃいけないということにはなっていないようですので、紙媒体での管理が厳格にされてればいいということになっております。その結果、費用負担等の補助というんですかね、国の対策については今のところないというふうに聞いております。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書、14ページでございます。

認定こども園事業費、こちらはこども学園が認定こども園になったことに伴いまして、補正予算をお願いしているものでございます。影響といたしましては、新制度に基づく保育の定員がふえたということ、それから保育料が応能になりますので、今までより入りやすくなったことと考えております。

それから、病児・病後児保育室の送迎サービスのほうでございますが、こちらにつきましては、影響は、お父さん、お母さんがお仕事を休まずに済むということが大きいと思います。先ほどチャイルドシートの件で御質問ありましたが、現在、タクシーのほうを考えておりますが、タクシー事業者とその辺は調整したいと考えております。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 20ページの教育指導費につきましてです。

まず初めに、ティームティーチャーの616万円の減額につきましてですが、平成27年度当初予算におきまして、小学校3校、中学校1校の計4校分の予算を計上しておりました。その後、平成26年度に補正予算を組みまして、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、全小中学校に配置できるように事業を充実いたしました。このため、当初予算に計上しておりました計4校分の経費を減額するものとなっております。

続きまして、2点目です。学校と家庭の連携推進事業につきましてでございます。この事業につきましては、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応するために、地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを推進するものでございまして、問題を抱える児童・生徒等に直接かかわる家庭と子供の支援員というものを配置いたしまして、またその児童・生徒や保護者への支援について、スーパーバイザーを派遣して専門的な助言を行うものでございます。そのような事業でございます。現在、昨年度、26年度からの継続校が12校、そして今年度、新規で1校、行っております。

そして、3番目でございます。学カステップアップ推進地域指定事業につきましてでございます。東京都のほうから、平成27年から29年度の3年間、学カステップアップ推進地域として指定を受けまして、事業委託費を活用しまして、小中学校の算数・数学、理科における教員の指導力向上、児童・生徒の基礎学力の定着を図るという事業でございます。目的は2つございまして、教員の指導力を向上させる取り組みと児童・生徒の基

礎学力向上を図るための取り組みがございます。教員の指導力を向上させる取り組みにつきましては、学校におきましては理数教科の校内研究、研修等において講師の活用を図るというもの、また市教委のほうでは学力向上委員会におきまして、年間アドバイザーとして講師を活用したりというようなことで行っていきたいと思っております。また、児童・生徒の基礎学力の向上を図るための取り組みとしましては、学校におきましては放課後補習教室、夏季休業中の補習教室、中学校におきましては定期考査前の補習教室におきまして、児童・生徒のつまずきに応じた指導を実施する際に、指導員を活用するというふうになっております。また、市教委のほうでは、放課後補習教室におきまして、児童・生徒のつまずきに応じた指導を実施するための指導員を活用したいというふうを考えております。

そして、4点目でございます。長期的な人員配置による効果の定着につきましてでございますが、3点目で説明いたしましたステップアップ推進地域指定事業、こちらにつきましては3年間、事業委託費が交付されております。このように限られた期間のものもございますが、その中で成果を上げていくとともに、効果などを検証していきたいというふうを考えております。そして、今後、国や都の動向を見ながら、活用できる授業の取り組みを進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 前の質問者の方ともかぶるところなんですけども、14ページの病児・病後児保育事業費の中で、御答弁の中でタクシーでということでもございましたけども、その方法論についてももう少し詳しく、どのようなサービスがなされるのかということをお教えいただきたいということと、やはり20ページの学力・授業力向上推進事業で、今、学力ステップ推進地域のことを詳細に述べていただきましたが、理数授業特別プログラム事業と小学校外国語活動アドバイザー活用事業、これについても詳細をお教えいただいて、全体としてどのような取り組みがなされて、どのような効果を期待しているのか、この点についてお伺いいたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 14ページの病児・病後児保育室の病児送迎サービスのことについて御質問いただきました。このように考えております。

通常、保育園等では、お子さんがぐあいが悪くなったときには、まず保護者に電話をかけた上で、「すぐに迎えに来てください」と言うこととなります。その場合に、遠くに勤めていらっしゃる方とか、フルタイムで勤務されている方は、お仕事を休んですぐ駆けつけるということとなりますが、そういうことになると仕事を続けづらくなるということで考えています。そこで、保育園から保護者のほうに電話連絡ありましたらば、保護者のほうが病児・病後児保育室に送迎サービスを利用したいということで、電話で依頼をしていただくこととなります。病児・病後児保育室のほうで、タクシーを用意してお迎えに上がります。その際には、顔写真等、事前に連絡してありますので、間違いなく病児・病後児保育室の職員だなということを確認していただいて、引き渡していただくと。それから、病児・病後児保育室に届いた場合に、医師の診断を受けて安静に、そこでずっとお母さん、お父さんの帰りを待つと、そのようなサービスを考えております。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 理数授業特別プログラム事業のことについて、まずは御説明いたします。この事業につきましては、理数が好きな児童・生徒をふやすことを目的といたしまして、大学や企業等と連携しまして理数のおもしろさや有用性を児童・生徒に実感させる、そういう授業を実施するというふうを考えております。実施の内容につきましては、例えば授業中にその企業の方にゲストティーチャーとして来ていただきまして、デジタル教材を使用して児童・生徒の興味関心や疑問を集約する。そして、その集約したアイデアを

もとに、その企業が教材を開発して、本市の児童・生徒の学習に役立てるといような、そういう教材をつくったりとか、または大学との連携におきましては、タブレットパソコンを活用し、そして学校にいる微生物等の様子を、そのタブレットパソコンの画面を見ながら観察するといような授業も考えております。いずれにしても、理数のことにつきまして児童・生徒が興味関心を高めて、そこからより学力が高まるというところを期待しております。

2点目の小学校外国語活動アドバイザー活用事業につきましては、中学校英語教員の経験者でありますとか、英語に堪能な地域人材の方などを小学校外国語活動アドバイザーとして小学校に派遣しまして、小学校教員に単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身につけさせることを目的としております。対象校は、今現在、2校を考えておりますが、こちらにつきましては児童の直接的な指導を行うというわけではございませんで、実際には5、6年生の担任の先生に、そのアドバイザーの指導があって、そして授業づくりを一緒に行うといような、そのような事業でございます。実際に授業参観を通して、その授業後にアドバイザーの方から指導をいただくといようなことを行っております。

さまざま、学力ステップアップの事業でありますとか、今の理数授業特別プログラムや外国語活動アドバイザー等、今回かなり多くの事業が展開されておりますが、いずれにしてもこちらを活用することによって、最終的には東大和市の児童・生徒が学力の向上に向けて取り組んでいくといようなところを狙っております。一番初めには、興味関心を抱いて、そしてみずからが進んで学んでいくといような子供を育てたいといふうに考えております。この事業を活用して、そして学力向上に結びつくことを、教育委員会としても期待しているところです。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 先ほどの質問とかぶるところもございしますが、14ページの認定こども園事業について、もう少し教えていただきたいと思っております。

こちらのこども学園は、今まで認可外保育園として当市で行われてきたところですが、今、応能負担になるということが変わったといことですが、それ以外に定員、また保育時間等、変化があるのか。また、この認定こども園になったことで、当市の待機児童対策に対してどのような効果があるのか。

もう一点は、一時預かり保育も行われるようですが、こちらの詳細をもう少し教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 14ページの認定こども園事業費の関係でございます。

まず、今までは認可外保育施設という位置づけでございました。それが今度は認定こども園ということになりますので、効果としては面積とか職員のレベルとか、そういうのが、一定の条件が求められますので、非常に保護者にとっては保育条件がよくなるといことでございます。

2点目ですね、保育料につきましては、今まで一律でございましたが、今度は新制度に入りますので、保育料は応能負担になります。極端な話は、本当に保育料はゼロ円からになります。

それから、あとは今度は待機児童の関係でございますが、今度、執行、こちら新制度に入りましたので、待機児童の中から引いて新定義といことで計算ができます。2号、3号で、現在、市民の方は60人程度、2号、3号の方で入っておりますので、その分が定義から引けるといことになります。

それから、あとは一時預かりでございますが、こちらは1日400円程度で、年間200人、12カ月といことで、96万円程度、一時預かりのお金を、こちらのこども学園に補助する予定でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、一時預かりについては、保護者負担等は今、認可保育園で行われていることと変わりがあるのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 現状の認可保育園で行われていることと条件は同じでございます。
以上でございます。

○4番（実川圭子君） 12ページのふれあい広場管理費についてお伺いします。委託料が計上されておりますけれども、当初は管理者を募集するということだったんですが、今後またこういった形で委託を続けていくのか、それともどのようにしていくのか、今後の展望を教えてください。

それから、14ページの病児・病後児保育のところなんですけど、巡回支援というのがどのようなものなのか教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 予算書、12ページ、ふれあい広場管理費の今後の運営の展望についてでございますが、当初は市にかわりまして運営いただく事業所の応募をいたしましたけど、応募いただけない状況の中から、今現在、市が直接運営をいたしております。平成27年度、今年度はこの市の運営を続けながら、28年度に向けまして運営者を応募する検討を進めてまいります。

以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 14ページ、病児・病後児保育室の巡回支援等委託料の関係でございます。一般的に、保育園等は、衛生管理とか予防喚起をしまして、疾病の拡大、防止に努めておりますが、それでも集団保育ですのではなかなか対応に苦慮しているということで聞いております。そこで、病児・病後児保育室の職員が、感染症の流行状況、それから予防対策とか対応方法、その辺を巡回指導しまして情報提供するというものでございます。それにより、市内保育所等の感染拡大を予防して、地域の保育力を高めるということを狙っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保育課長（宮鍋和志君） 答弁の訂正をお願いいたします。

補正予算書、14ページでございます。

先ほど東口議員から御質疑で、保育所の一時的預かり保育と認定こども園の一時的預かり保育の保護者の負担等の違いについて御質疑いただきましたが、このように訂正させていただきたいと思っております。

保育所のまず一時的預かりでございますが、こちらは在園児以外のお子様を一時的に預かるサービスでございます。保護者の負担につきましては、園によって異なりますが、おおむね日額3,000円程度でございます。それに対しまして、今回、補正予算に計上しております認定こども園の一時的預かり保育につきましては、こども学園に在園する教育が必要な3歳から5歳の1号認定の在園児の方が、スポット的に、きょうは2時半じゃなくて、もうちょっと預かってくださいという場合で、教育時間終了後に延長保育を希望する場合のサービスでございます。こちらにつきましては、保護者負担につきましては2時半から4時半までが日額500円、4時半から6時半までが日額500円となります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第40号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

この補正予算によって、認可外保育所が認定こども園に移行し、保育料の父母負担が軽減される見込みです。また、認可保育園に比べれば不十分ですが、一定の水準が担保されることとなります。さらに環境を整え、認可保育園への移行を推進するよう求めます。また、突然の子供の発病に当たって、保育園から病児保育への送迎なども行われることとなります。これについては、安全な実施を求めるものです。

教育についても、不登校問題の解決や学力向上に向けて人的配置を厚くすることが可能になります。これらの措置が長期的に担保され、その先では正規の教員を大幅にふやして対応を強化するよう求めます。

以上のように、今回の補正予算は市民の暮らしの向上に寄与する内容を持っており、この点では賛成です。

同時に、マイナンバー制度実施に向けた予算も含まれています。年金機構等の125万件もの個人情報流出とずさんな管理体制は、マイナンバー制度をそのまま実施させていいのかという大きな懸念を引き起こしています。年金機構の件については、まだまともな検証もされていません。

アメリカでは、社会保障番号が共通番号として使われてきました。米連邦司法省によれば、2006年から2008年に1,170万件の成り済まし犯罪被害が発生しています。内国歳入庁は、2011年に成り済ましによる不正な税還付申告を94万件発見しました。国防総省は、2011年に軍人、職員の社会保障番号使用をやめ、独自の本人確認番号へ移行しました。そうしなければ情報を守れないという判断に追い込まれたからにほかなりません。

マイナンバー制度は、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上に、一たび流出すればはかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です。実施を中止し、撤回するよう求めて討論を終わります。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第40号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 1 2 第 4 1 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約について

日程第 1 3 第 4 2 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（厨房・給排水衛生設備工事）請負契約について

日程第 1 4 第 4 3 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（空気調和設備工事）請負契約について

日程第 1 5 第 4 4 号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約について

○議長（関田正民君） 日程第12 第41号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約について、日程第13 第42号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（厨房・給排水衛生設備工事）請負契約について、日程第14 第43号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（空気調和設備工事）請負契約について、日程第15 第44号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約について、以上4議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第41号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約についてから、第44号議案 （仮称）東大和市学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約についてまでの4議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

（仮称）東大和市学校給食センター建設に当たりましては、計画の段階から市議会議員の皆様を初め、多くの方々の御協力をいただく中、建設に向けて準備を進めてきたところではありますが、去る6月1日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものであります。

まず、議案の内容説明に入る前に、本工事の発注方法について御説明申し上げます。

（仮称）東大和市学校給食センター新築工事につきましては、建築工事、厨房・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、電気設備工事に分離して発注を進め、全ての工事について落札業者が決定したものであります。

このたびの入札では、工事の履行の確保と地元を中心とする中小企業者の参加及び受注機会の確保を図るため、建築工事、厨房・給排水衛生設備工事、空気調和設備工事については、東大和市との契約締結権限を有する者を置く本店の所在地が、東大和市内にある業者を第2構成員とする共同企業体による施工とする条件付き一般競争入札とし、また電気設備工事については、工事の規模や内容を勘案し、東大和市との契約締結権限を有する者を置く本店の所在地が、東大和市内にある業者による施工とする条件付き一般競争入札として実施することを、指名業者選定委員会で決定したものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案資料も、あわせて御参照いただきたいと思います。と存じます。

初めに、第41号議案の内容について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）東大和市学校給食センター新築工事における建築工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、（仮称）東大和市学校給食センター新築工事における建築工事であります。

2の契約方法は、条件付き一般競争入札であります。4月7日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は2者でございましたが、うち1者が辞退しております。

3の契約の金額であります。12億2,609万1,600円です。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分の9,082万1,600円が含まれております。

4の契約の相手方は、株式会社浅沼組と有限会社大和建設の共同企業体で、浅沼・大和建設共同企業体であります。

代表者につきましては、所在地、東京都立川市曙町1丁目15番1号。名称、株式会社浅沼組、多摩営業所。代表者、所長、市村光太郎であります。

工期につきましては、議決日の翌日から平成28年9月30日までであります。

なお、落札業者とは、去る6月2日付で仮契約を締結しております。

工事の概要について申し上げます。

資料の3ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと存じます。

工事場所は、東大和市桜が丘2丁目142番地41であります。

建物概要であります。構造は鉄骨づくりの地上2階であります。

建築面積は2,042.90平方メートルで、延べ面積は3,913.58平方メートルです。

工事内容であります。1階に食材を受け入れるための検収室、調理された給食を各学校に配送するためのコンテナ室、回収した食器の洗浄室、その他、事務室を設置し、2階には各調理に関する部屋や会議室を設置するものであります。

以上で、第41号議案の内容説明を終わらせていただきます。

次に、第42号議案の内容について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）東大和市学校給食センター新築工事における厨房・給排水衛生設備工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、（仮称）東大和市学校給食センター新築工事における厨房・給排水衛生設備工事です。

2の契約方法は、条件付き一般競争入札であります。4月7日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は5者でございましたが、うち4者が辞退しております。

3の契約の金額であります。9億8,727万1,200円です。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分7,313万1,200円が含まれております。

4の契約の相手方は、大成温調株式会社と吉川施設工業株式会社の共同企業体で、大成温調・吉川建設共同企業体であります。

代表者につきましては、所在地、東京都立川市柴崎町3丁目17番25号。名称、大成温調株式会社、多摩営業所。代表者、所長、吉田至宏であります。

工期につきましては、議決日の翌日から平成28年9月30日までであります。

なお、落札業者とは、去る6月2日付で仮契約を締結しております。

工事の概要について申し上げます。

資料の5ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと存じます。

工事場所及び建物概要につきましては、建築工事と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

工事内容は、厨房機器、衛生器具の設置のほか、消火設備、ガス設備、排水処理設備等、各設備の設置及び配管を行うものであります。

以上で、第42号議案の内容説明を終わらせていただきます。

次に、第43号議案の内容について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)東大和市学校給食センター新築工事における空気調和設備工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、(仮称)東大和市学校給食センター新築工事における空気調和設備工事であります。

2の契約方法は、条件付き一般競争入札であります。4月7日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は3者でしたが、うち1者が辞退しております。

3の契約の金額であります。4億6,310万4,000円です。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分3,430万4,000円が含まれております。

4の契約の相手方は、八重洲工業株式会社と株式会社尾崎管機工業の共同企業体で、八重洲・尾崎建設共同企業体であります。

代表者につきましては、所在地、東京都立川市柴崎町2丁目25番3号。名称、八重洲工業株式会社。代表者、代表取締役、長谷川福夫であります。

工期につきましては、議決日の翌日から平成28年9月30日までであります。

なお、落札業者とは、去る6月2日付で仮契約を締結しております。

工事の概要について申し上げます。

資料の7ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと存じます。

工事場所及び建物概要につきましては、建築工事と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

工事内容は、各部屋の空調機器、換気設備機器等、各設備の設置及びダクト配管を行うものであります。

以上で、第43号議案の内容説明を終わらせていただきます。

次に、第44号議案の内容について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)東大和市学校給食センター新築工事における電気設備工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、(仮称)東大和市学校給食センター新築工事における電気設備工事であります。

2の契約方法は、条件付き一般競争入札であります。4月7日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は4者であります。

3の契約の金額であります。2億7,626万4,000円です。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分2,046万4,000円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都東大和市南街5丁目97番10。名称、村山電気株式会社。代表者、代表取締役、安部琢正であります。

工期につきましては、議決日の翌日から平成28年9月30日までであります。

なお、落札業者とは、去る6月2日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要について申し上げます。

資料の9ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと存じます。

工事場所及び建物概要につきましては、建築工事と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

工事内容は、照明器具の設置のほか、受変電設備、自家用発電機設備及び太陽光発電設備等、各設備の設置及び配線を行うものであります。

以上で、第44号議案の内容説明を終わらせていただきます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第41号議案（仮称）東大和市学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第42号議案（仮称）東大和市学校給食センター新築工事（厨房・給排水衛生設備工事）請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第43号議案（仮称）東大和市学校給食センター新築工事（空気調和設備工事）請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第44号議案（仮称）東大和市学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第45号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約について

○議長（関田正民君） 日程第16 第45号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第45号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本事業につきましては、去る6月4日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。お手元に配付させていただきました第45号議案資料も、あわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名ですが、東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、東大和市役所本庁舎及び現業棟の耐震補強等工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。4月15日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は2者でしたが、うち1者が辞退しております。

3の契約金額は、6億7,467万6,000円であります。

なお、契約金額の中には、消費税及び地方消費税相当分4,997万6,000円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都三鷹市下連雀3丁目27番13号、正栄ビル。名称、村本建設株式会社、西東京営業所。代表者、所長、藤本佳史であります。

工期は、議決日の翌日から平成28年6月30日までであります。

なお、落札業者とは、去る6月5日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要について申し上げます。

資料の2ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと思います。

工事場所は、東大和市中央3丁目930番地であります。

建物の構造は、本庁舎が、鉄筋コンクリートづくりの地上5階、地下1階、塔屋1階。現業棟が、鉄骨づくりの地上2階であります。

面積は、本庁舎が8,756.79平方メートル。現業棟が653.04平方メートルであります。

耐震補強工事の概要ですが、本庁舎は北面、南面に鉄骨内蔵コンクリート、東面に鋼板内臓コンクリートによる構造体の補強や、議場、市民ロビーのつり天井の改修などを行うものであります。また、現況棟については、既存鉄骨ブレースの補強を行うものであります。

なお、改修工事では、本庁舎の防水改修、外壁タイルの剥落防止、窓ガラス飛散防止フィルム張り、中庭舗装改修を行い、現業棟は屋根の防水改修や外壁塗装を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○21番（床鍋義博君） 中庭のところの改修工事でちょっとお聞きしたいんですけども、11ページの図を見ると、ある意味、全面的にやられるんだと思うんですけども、今市民の方から、結構割れて大変だという話を聞くんで、これすごくありがたいことだと思うんですけども、もう一つ言われているのが、雨が降ったときにすごく滑りやすいということを言われております。それに関して、新しく改修する場合は、今と同じ様式でやるのか、それとももっと滑りにくいような材質でやるのかということをお聞かせください。

○建築課長（中橋 健君） 中庭の仕上げのタイルにつきましては、現状よりも滑りにくいものを選びまして、施工してまいる予定でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今の質疑に関連しますけど、中庭のタイルのとき、以前から視覚障害者の方が、あそこのところどうしても誘導のところが壊れて使用しづらいと。それで、つえをつくのが、大変困っているという話もあって、何度か市に申し入れてるという話もありますので、その辺も視覚障害者の誘導路に関しても、そういった不便がないような改修をぜひお願ひしたいんですけど、その点の配慮はされるんでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 誘導ブロックについてでございますが、現状、入っているところに関しましては、同じように入れてまいりますので、その点では改善されるかと思われまます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第45号議案 東大和市役所本庁舎及び現業棟耐震補強等工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第17 陳情の付託を行います。

6月10日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 1時57分 散会